

# 苫小牧工業高等専門学校名誉教授称号授与規程

規則第12号

制 定 昭和43年10月1日  
一部改正 昭和52年4月1日  
一部改正 平成3年10月1日  
一部改正 平成19年4月1日  
一部改正 平成20年4月1日  
一部改正 令和6年1月30日

**第1条** 学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条及び第123条の規定に基づく、苫小牧工業高等専門学校名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与について、この規程の定めるところによる。

**第2条** 名誉教授の称号は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に校長又は教授として通算15年以上勤務し、教育上又は学術上功績があった者で、校長が本校運営委員会に諮り、その意見を参考にして適格であると認められた者に対して授与する。

**第3条** 本校に教授として7年以上勤務した者については、次に掲げる期間を本校教授としての勤務年月数に加算することができる。

- 一 大学及び他の高等専門学校において、教授として勤務した期間の3分の2の期間
- 二 本校及び大学並びに他の高等専門学校において、准教授又は専任の講師（以下「講師」という。）として勤務した期間の2分の1の期間
- 三 企業等において研究に従事していた期間のうち、通算することが適当と認められる期間の3分の1の期間

**第4条** 本校に校長、教授、准教授又は講師として勤務し、校長として功労が顕著であった者、主事又は学科長等として本校の運営に特に功績があった者及び教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者で、校長が本校運営委員会に諮り、その意見を参考にして適格であると認められた者に対しては、前2条の規定にかかわらず名誉教授の称号を授与することができる。

**第5条** 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付をもって行う。

**第6条** この規程の運用等については、別にこれを定める。

## 附 則

この規程は、昭和43年10月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前における助教としての在職は、准教授としての在職とみなす。

**附 則**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。